

やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト

このチェックリストは、教育委員会・学校の取組を自らが確認し、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒（以下「児童生徒」を言う。）への ICT を活用した学習指導等を行うためのものです。

非常時において、同時双方向型のウェブ会議システム等を活用した学習指導や、ICT ツールを活用した朝の会などを通して学校と児童生徒、児童生徒同士等がつながる機会を確保することは、学習に著しい遅れが生じないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係等を継続するためにも重要です。



教育委員会・学校内での現状の準備状況やこれから実施すべきことを把握し、以下の例を参考としつつ、できることから早急に取り組んでいただくようお願いします。

なお、その際、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）を参照してください。

1. ICT を活用した学習指導等の実施

学校においては、下記 2. の準備や経験が十分でなかった場合でも、児童生徒に対しては ICT 端末を自宅等に持ち帰らせるなどして、児童生徒の学びを止めないことが重要であり、以下の例を参考としつつ、できる取組から実施してください。

① 指導全般

- 同時双方向型のウェブ会議システムやクラス管理機能等を活用して、朝の会、健康観察等により、学校と家庭をつなぎ、規則正しい生活習慣を維持したり、学校と児童生徒、児童生徒同士等の関係を継続したりしているか。
- 学習者用デジタル教科書、デジタル教材やオンデマンド動画等の既存のコン

テンツ等（文部科学省の「子供の学び応援サイト」や各教育委員会の学習サイト等を参照。）を活用しているか。

- 課題を配信する際には適切な内容や量となるよう留意しているか。
- 学校・家庭でのICT端末利用にあたって、児童生徒の健康影響や情報モラルに配慮しているか。

② 臨時休業等により一斉でのICTを活用した学習指導等を行う場合



【写真：学習指導の例】

指導者用ICT端末を利用し、同時双方向型ウェブ会議システムで授業を実施。大型提示装置にも接続して、児童生徒の様子を教師が把握しやすくなっている。場合によっては、教師の自宅等から行うことも考えられる。

- 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導等を行っているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか。

③ 出席停止等の児童生徒と自宅等をつないだICTを活用した学習指導等を行う場合



【教室での接続の例①】

ICT端末を教卓に設置して、黒板や教師の姿を自宅等にいる児童生徒と共有している。



【教室での接続の例②】

ICT端末を据え付けた三脚を設置。同時双方向型のウェブ会議システム等を利用して、授業に自宅等にいる児童生徒が参加できるようにしている。マイクも利用。



【オンラインでの面談の様子】

必要に応じて、授業後や放課後等にオンラインでの面談を実施し、コミュニケーションを取ることもできる。

- 教室と自宅等をつないで、授業に参加できるようにして、孤独感や不安感を軽減しているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか（再掲）。

2. 学校と自宅等の ICT 環境の整備

児童生徒への ICT を活用した学習指導等がいつでも実施できるよう、教育委員会は学校と協力して、自宅等の通信環境の把握、学校の ICT 環境の整備・準備等を行っておく必要があります。特に、同時双方向型のウェブ会議システムを活用する際には音声が安定していることに留意する必要があります。また、学校において不足しているものがあれば、教育委員会において整備等の支援を行う必要があります。

① 自宅等での利活用に向けた準備

- ICT 端末等を自宅等に持ち帰り、安心・安全に使用するためのルールやガイドラインなどを明確にし、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示されているか。
- ICT 端末等が自宅等でも利用可能か、自宅等の通信環境について把握しているか。
- ICT 端末等を自宅等に持ち帰る時、通信環境が整っていない自宅等に対する具体的な対策を講じているか。
(可搬型通信機器(モバイル Wi-Fi ルーター、USB 型 LTE データ通信機器(USB ドングル)、SIM カード) の貸与、自宅等での Wi-Fi 利用に関する支援等)
- 非常に上記通信環境等が整っていない場合に、当該児童生徒が学校や公共機関等の ICT を活用した学習が継続できる環境を整えているか。
- 非常に備え、ICT 端末の持ち帰り、自宅等での学習において ICT を活用しているか。

② 学校での ICT 環境に関する準備

- 児童生徒への ICT を活用した学習指導等に必要となる学校・教員・児童生徒が使用する機材について、教育委員会において準備しているか。

【必ず必要なもの】

- 指導者用 ICT 端末
- 学習者用 ICT 端末

【活用すると有用であるもの】

- 同時双方向型のウェブ会議用マイク（指導者用 ICT 端末にマイクがない場合、指導者用 ICT 端末のマイクでは不十分な場合等に必要）
- 外付けカメラ・三脚（指導者用 ICT 端末にカメラがない場合、黒板を映す場合等に必要）
- 実物投影機（教科書や資料集、実物や書籍等を投影したい場合）
- 大型提示装置（教材の提示を行う、児童生徒の様子（健康観察等）を把握するなどの場合）
- 上記外部機器を接続するためのケーブルやアダプタ等
- 教育委員会において、学校に必要なネットワーク環境を整備し、教室からの通信速度の測定を行うなど、円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

③ 教師が自宅等から学習指導等を行う場合の準備

- 教育委員会において、教師の自宅等から円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

④ 教育用に無償で提供されている学習用ツール※

※GIGA スクール構想により整備された ICT 端末の標準仕様となっているツール等について別添のとおり。

- クラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフト等を利用できるよう、サービスやアカウントを準備・設定するとともに、利用のルールをわかりやすく示しているか。
- クラス管理機能等を含む汎用的なソフトや同時双方向型のウェブ会議システム等を平常時から、教室に加え自宅等でも利用し、児童生徒が使用に慣れるようにしているか。